

共同通信、2018年2月2日配信

掲載紙『北日本新聞』『信濃毎日新聞』『熊本日日新聞』ほか

相撲協会の公益認定が取り消される可能性はあるのだろうか。公益法人制度に詳しい山内直人（やまうち・なおと）大阪大教授（公共経済学）は「法に基づく是正勧告や業務改善命令はあり得る」と見る。ただし「取り消しは命令違反などがあった場合の最終手段」との見方だ。

一般的にスポーツや芸能の興行団体が公益認定を受けることは難しく、相撲協会は「国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させる」と定款にうたうなどして認定に至った経緯があると山内教授は説明する。

「不祥事によって公益性を示せなくなれば、他の興行団体にはない優遇措置が問題視される可能性がある」と山内教授は指摘。「危機管理能力やガバナンスの欠如が浮き彫りとなり、外部からの理事や評議員を増やすなど、組織改革が必要だ」としている。